

磐 監 第 427 号

令和 2 年 3 月 18 日

磐田市議会議長 寺 田 幹 根 様

磐田市監査委員 鈴木 得 郎

同 東 功 一

同 松 野 正比呂

行政監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和元年度

磐田市行政監査結果報告書

(公の施設における使用料の減免について)

磐田市監査委員

目 次

| | | |
|------|--------------------------|----|
| 第 1 | 監査の種別 | 1 |
| 第 2 | 監査のテーマ | 1 |
| 第 3 | 監査の目的 | 1 |
| 第 4 | 監査の対象 | 1 |
| 第 5 | 監査の期間 | 1 |
| 第 6 | 監査の方法 | 1 |
| 第 7 | 監査の着眼点 | 1 |
| 第 8 | 監査の結果 | 2 |
| 第 9 | 全体調査結果の概要 | 4 |
| 1 | 公の施設における使用料の減免状況の概要 | 4 |
| (1) | 使用料収入があった公の施設数 | 4 |
| (2) | 減免基準の整備状況 | 4 |
| (3) | 使用及び減免の状況 | 5 |
| (4) | 減免理由の内訳 | 5 |
| 第 10 | 個別調査結果の概要 | 6 |
| 1 | 磐田市情報館使用料 | 6 |
| 2 | 磐田市交流センター使用料 | 7 |
| 3 | 磐田市栄町自転車等駐車場使用料 | 8 |
| 4 | 磐田卓球場使用料 | 9 |
| 5 | 豊田加茂テニスコート使用料 | 10 |
| 6 | 磐田市民文化会館使用料 | 11 |
| 7 | 磐田市竜洋なぎの木会館使用料 | 12 |
| 8 | 磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）使用料 | 13 |
| 9 | 磐田市ひと・ほんの庭 にこっと使用料 | 14 |
| 10 | 磐田市豊岡サブセンター使用料 | 15 |
| 11 | 公園内行為使用料（都市公園） | 16 |
| 12 | 磐田市聖苑使用料 | 17 |
| □ | 資料 1 減免実績がある施設の使用及び減免の状況 | 18 |
| □ | 資料 2 減免実績がない施設の使用状況 | 20 |

(注)各表中の構成比率（％）は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入し、第 1 位までとしたため、合計が 100%にならない場合がある。

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ

「公の施設における使用料の減免について」

第3 監査の目的

公の施設における使用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することは、一旦発生した納付義務を消滅させるものであることから、その理由や要件は、一定の明確な基準の下で公平、公正に適用すべきものである。

これまで、定期監査などにおいては、減免の実態が十分に把握できていないことから、全庁的に実態を調査し検証することで、今後の公平、公正な減免制度の運用に資することを目的とする。

第4 監査の対象

条例等において、使用料の徴収について規定している公の施設で、平成30年度に行われた使用料の減免にかかる事務処理を対象とする。（保育園・幼稚園使用料、道路・河川・公園・都市下水道等占用料、行政財産目的外使用料、公営企業会計は除く。）

第5 監査の期間

令和元年10月から令和2年3月

第6 監査の方法

全体調査として、あらかじめ設定した着眼点に基づき、使用料を徴収している施設名、減免の根拠、減免の状況などについて調査票の提出を求めた。次に、個別調査として、以下に掲げる基準により9課13施設を抽出し、減免申請書等の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行った。

【抽出基準】

- ・ 使用料の減免実績のある課は必ず1施設以上を抽出
- ・ 同施設または類似施設は2か所を抽出
- ・ 使用料の徴収事務を委託している施設を抽出

第7 監査の着眼点

- （1）使用料の減免に関する条例、規則、内規等が整備されているか。
- （2）使用料の減免に関する考え方は、公正・公平性が確保されているか。
- （3）使用料の減免は条例等に基づき適正に処理されているか。

第8 監査の結果

調査結果の詳細については、「第9 全体調査結果の概要」、「第10 個別調査結果の概要」のとおりである。

今回の行政監査を通して、減免基準の不備、減免にかかる事務手続きや決裁手続きの不備、使用料の算定にかかる不備が見受けられた。使用料については、施設の設置目的を実現するため等の政策的な観点から減免制度が設けられているが、減免決定が「権利の放棄」という重要かつ特例的な意思決定を伴うものであり、その適用にあたっては厳正な判断が求められる。

下記の事項は、個別調査により明らかになった結果をまとめたものだが、他の施設についても同様の事例があると考えられることから、現状把握をしたうえで、必要な改善を図ることにより、全庁的に減免制度が適正に運用されることを望むものである。

記

1 減免基準の整備について

(1) 取扱要領などの減免基準は作成されているものの、減免割合が不明確なものがあるので、必要に応じて明確な減免割合を規定するなど、取扱いを検討すること。

〔卓球場、都市公園〕

(2) 類似施設において、附属設備等使用料の減免基準が異なっているので、公平性が確保されているか確認すること。

〔市民文化会館、竜洋なぎの木会館〕

(3) 規定がないまま施設使用料のみを免除し、照明設備使用料は徴収しているので、明確に規定すること。

〔豊岡サブセンター〕

2 減免にかかる事務手続きについて

(1) 減免申請書が未提出となっているものがあるので、必ず提出させること。

〔豊田加茂テニスコート〕

(2) 減免申請書の記入事項に不備があるので、必要事項が記入されていることを受領時に十分確認すること。

〔交流センター、栄町自転車等駐車場、卓球場、豊田加茂テニスコート〕
〔ひと・ほんの庭 にこっと、豊岡サブセンター〕

(3) 減免決定にあたり、減免割合や減額する金額などが記入されていないものがあるので、処理内容を明確にすること。

〔情報館、交流センター、栄町自転車等駐車場、卓球場、豊田加茂テニスコート〕
〔総合健康福祉会館、豊岡サブセンター、都市公園、聖苑〕

(4) 市との共催事業により減免したものについて、共催事業であることが確認できないので、対応について検討すること。

〔情報館、ひと・ほんの庭 にこっと〕

(5) 減免理由と減免割合が不整合となっているものがあるので、規則等に則り適正に取扱うこと。

〔卓球場〕

3 減免にかかる決裁手続きについて

- (1) 減免申請の受付後、所管課へ報告されていないので、減免について必要な決裁をすること。
〔交流センター、栄町自転車等駐車場、総合健康福祉会館、豊岡サブセンター〕
- (2) 減免の基準がないものについて、課長決裁とされているので、副市長の決裁とすること。
〔卓球場、市民文化会館、都市公園〕

4 使用料の算定及び徴収について

- (1) 市民以外の使用にかかる加算について不明確なので、判断基準を明確にすること。
〔卓球場〕
- (2) 使用料の算定誤りがあるので、免除であっても正確に算定すること。
〔交流センター〕
- (3) 使用料の算定根拠が不明なものがあるので、算定根拠を明確にすること。
〔豊岡サブセンター、都市公園〕
- (4) 使用許可時に使用料を徴収していないものについて、取扱いを明確に規定すること。
〔豊岡サブセンター、都市公園〕

第9 全体調査結果の概要

全体調査として、公の施設における使用料の減免の根拠及び状況について、あらかじめ設定した着眼点に基づき、調査票への回答及び資料提出により調査を行った。

調査の結果は、以下のとおりである。

1 公の施設における使用料の減免状況の概要

(1) 使用料収入があった公の施設数

平成30年度中に使用料収入のあった公の施設は23（実数102）施設であり、そのうち使用料の減免実績があった施設は18（実数75）施設である。

| 所管部 | 施設数 | | 所管部 | 施設数 | |
|-------|---------|---------|-------|----------|---------|
| | | 減免施設数 | | | 減免施設数 |
| 企画部 | 2 (4) | 1 (1) | 産業部 | 3 (4) | 2 (2) |
| 自治市民部 | 10 (67) | 10 (67) | 建設部 | 3 (22) | 1 (1) |
| 健康福祉部 | 2 (2) | 2 (2) | 環境水道部 | 2 (2) | 1 (1) |
| こども部 | 1 (1) | 1 (1) | 計 | 23 (102) | 18 (75) |

※施設数は条例ごとに1施設とし、()は施設の実数とした。(例：交流センター1 (23))

(2) 減免基準の整備状況

全23施設のうち、条例、規則において、減免対象の規定があるものは、22施設(95.7%)であり、減免対象の規定のないものは1施設(4.3%)である。また、減免対象の規定がある22施設のうち、要綱等減免に関する内規がある施設は10施設、要綱等の内規がない施設は12施設である。

減免規定(条例等)の有無、要綱等の内規の有無、減免実績の有無により施設を区分すると下表のとおりである。

| 対象施設 | 減免対象規定 | 要綱等の内規 | 減免実績 |
|------|---------|---------|---------|
| 23施設 | あり 22施設 | あり 10施設 | あり 10施設 |
| | | | なし 0施設 |
| | | なし 12施設 | あり 8施設 |
| | | | なし 4施設 |
| | なし 1施設 | なし 1施設 | あり 0施設 |
| | | | なし 1施設 |

(3) 使用及び減免の状況

平成30年度に使用料の減免実績があった18(実数75)施設について、使用件数合計は149,248件である。減免件数合計は35,097件であり、その内訳は、免除が30,989件、減額が4,108件である。

また、減免金額合計は24,329,534円であり、その内訳は、免除が12,307,493円、減額が12,022,041円である。

なお、減免件数又は減免金額を集計していないなど把握できない施設については、それぞれの項目から除いている。

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|---------|--------|-------|--------|------------|------------|------------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 149,248 | 30,989 | 4,108 | 35,097 | 12,307,493 | 12,022,041 | 24,329,534 | 48,017,037 |

(4) 減免理由の内訳

減免理由は、「市・市の機関・これらに類する団体が主催又は共催するとき」が最も多く19,786件(56.4%)であり、次いで「市長が特に必要があると認めるとき」が9,372件(26.7%)である。

なお、減免理由が未集計のものは、4,569件(13.0%)である。

| 減免理由 | 件数(件) | 総件数に 占める割合(%) |
|-----------------------------|--------|------------------|
| 市・市の機関・これらに類する団体が主催又は共催 | 19,786 | 56.4 |
| 市内の幼稚園・保育園・小中学校が保育活動又は教育で利用 | 40 | 0.1 |
| 施設の設置目的に合った利用 | 1,113 | 3.2 |
| 自治会等、地域活動として利用 | 203 | 0.6 |
| 市長が特に必要があると認めるとき | 9,372 | 26.7 |
| その他 | 14 | 0.0 |
| 減免理由が未集計 | 4,569 | 13.0 |
| 合 計 | 35,097 | 100.0 |

第10 個別調査結果の概要

個別調査を実施した13施設にかかる使用料及び減免の状況は、次のとおりである。

なお、(3)使用及び減免の状況の表中の「-」は、集計していないことを表しており、(4)監査の結果の□内は、「第8 監査の結果」の該当する事項を示している。

1 磐田市情報館使用料

(1) 使用料の概要

磐田市情報館は、地域経済の振興を図り、市民サービスの向上に資することを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、所管課職員が行っている。

使用料は、イベントステージ、物産展示及び産業展示に区分し、イベントステージは1日あたり、物産展示および産業展示は1月あたりの使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市情報館条例第14条
- ・ 磐田市情報館条例施行規則第5条
- ・ 磐田市情報館の減免の取り扱いについて（内規）

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|----|---------|----|---------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 33 | 17 | 0 | 17 | 397,830 | 0 | 397,830 | 772,440 |

減免理由は、全て「市又は市の機関若しくはこれらに類する団体が主催する事業に使用する場
合」であり、使用料は免除となっていた。

(4) 監査の結果

① 減免決定にあたり、減免申請書の使用料の計算欄に、「免除」とだけ記入され、使用料の金額と減免措置の割合が記入されていない。 □ P2 2-(3)

② ジュビロ磐田メモリアルマラソンフォトコンテスト作品展の減免申請について、スポーツ振興課が申請しており、市の主催事業として使用料を免除しているが、当該事業は共催事業であり、共催事業であることが減免申請書や使用許可書などで確認できない。 □ P2 2-(4)

2 磐田市交流センター使用料

(1) 使用料の概要

磐田市交流センターは、地域における住民の交流を促進し、住み良いまちづくりを進めることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、交流センター職員が行っている。

施設使用料は、会議室、実習室、ホール及び体育館に区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。別途、照明設備使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市交流センター条例第 14 条
- ・ 磐田市交流センター条例施行規則第 5 条
- ・ 交流センター使用料減免の取扱い（内規）

(3) 使用及び減免の状況

【磐田市見付交流センター】 (単位：件) (単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|-------|-------|----|-------|------|----|---|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 5,199 | 4,750 | 0 | 4,750 | - | 0 | - | 395,770 |

【磐田市豊浜交流センター】 (単位：件) (単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|-----|------|----|---|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 726 | 725 | 0 | 725 | - | 0 | - | 2,010 |

主な減免理由は、「磐田市民によるセンターの設置目的にあった使用であると市長が認めるとき」であり、施設使用料は免除となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 減免申請書に使用場所、照明設備使用の有無が記入されていないものがある。また、団体名や市内・市外の使用人数の記入誤りにより、減免対象であることが確認できないものがある。

P2 2-(2)

- ② 減免決定にあたり、減免申請書の使用料及び減免措置の内容が記入されていないものや、会議室の変更に伴う使用料の変更について記入されていないものがある。

P2 2-(3)

- ③ 徴収した使用料については所管課へ報告されているが、減免申請書は受付した交流センターに保管されており、減免について決裁されていない。

P3 3-(1)

- ④ 免除した使用料の算定が誤っているものがある。

P3 4-(2)

3 磐田市栄町自転車等駐車場使用料

(1) 使用料の概要

磐田市栄町自転車等駐車場は、磐田駅周辺における原動機付自転車、自転車及び車いすの駐車秩序を確立し、良好な都市景観の維持とともに道路交通の円滑化を図ることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、施設管理業務受託者へ委託している。

駐車場使用料は、原動機付自転車、自転車・車いすに区分し、1日1回あたりの普通使用と1箇月あたりの定期使用の使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市栄町自転車等駐車場条例第14条
- ・ 磐田市栄町自転車等駐車場条例施行規則第8条

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|--------|------|----|----|--------|----|--------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 31,685 | 39 | 0 | 39 | 58,200 | 0 | 58,200 | 6,758,650 |

減免理由は、全て身体障害者手帳交付者、療育手帳交付者等であり、使用料は免除となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 減免申請書の減免期間、車種等の欄に記入されていないものがある。 P2 2-(2)
- ② 減免決定にあたり、減免申請書の減免金額が記入されていないものや、確認欄に受付者の印がないものがある。 P2 2-(3)
- ③ 定期使用の更新について、減免申請書を提出させず、当初申請した様式の欄外に更新日の記入と受付者の押印がされているだけであり、更新内容が確認できない。 P2 2-(3)
- ④ 徴収した使用料については所管課へ報告されているが、減免申請書は受付した事務受託者が保管しており、減免について決裁されていない。 P3 3-(1)

4 磐田卓球場使用料

(1) 使用料の概要

磐田卓球場は、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図ることを目的に設置された体育施設である。

使用料の徴収事務は、施設管理業務受託者へ委託している。

施設使用料は、全面又は2分の1面に区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。別途、附帯設備使用料及び個人利用の使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市体育施設に関する条例第20条
- ・ 磐田市体育施設に関する条例施行規則第11条
- ・ 社会体育施設の減免の範囲、対象及びその割合について（内規）
- ・ 磐田市における合宿等誘致に係る体育施設使用に関する使用料の減額について（内規）

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|-------|------|-----|-----|--------|---------|---------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 3,072 | 6 | 302 | 308 | 24,840 | 509,950 | 534,790 | 2,770,980 |

主な減免理由は、「市長が特に必要があると認めるとき」のうち、「磐田市体育協会（加盟団体を含む。）」や「磐田市内のスポーツ少年団」であり、施設使用料は50%減額となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 条例施行規則では「高等学校生徒の利用 50%以内の額」とあるが、内規に減額割合の規定がないまま、全件50%減額としている。 P2 1-(1)
- ② 減免申請書には、減免理由欄に「市長が特に必要と認めるとき」の詳細な選択肢が設けられているが、チェック誤りのものがある。 P2 2-(2)
- ③ 減免決定にあたり、減免額が記入されていないものがある。 P2 2-(3)
- ④ 袋井特別支援学校見付分校の使用について、減免申請書の減免理由は「高等学校の生徒が利用」としているが、規定の50%以内の減額ではなく、免除としている。 P2 2-(5)
- ⑤ ラジオ公開生放送のための使用について、減免の基準がない場合は副市長の決裁が必要となるが、課長決裁としている。 P3 3-(2)
- ⑥ 条例では、市民以外が利用する場合は100%加算すると規定しているが、使用者欄が市民以外となっているものの加算されていないものがある。 P3 4-(1)

5 豊田加茂テニスコート使用料

(1) 使用料の概要

豊田加茂テニスコートは、生涯スポーツの振興及び心身の健全な発達を図ることを目的に設置された体育施設である。

使用料の徴収事務は、施設管理業務受託者へ委託している。

1コートあたりの施設使用料を午前、午後、夜間に区分し定めている。別途、1コート1時間あたりの照明設備使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市体育施設に関する条例第20条
- ・ 磐田市体育施設に関する条例施行規則第11条
- ・ 社会体育施設の減免の範囲、対象及びその割合について（内規）
- ・ 磐田市における合宿等誘致に係る体育施設使用に関する使用料の減額について（内規）

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|-------|------|-----|-----|---------|---------|---------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 1,227 | 198 | 374 | 572 | 139,880 | 128,920 | 268,800 | 805,970 |

主な減免理由は、「市長が特に必要があると認めるとき」のうち「磐田市体育協会（加盟団体を含む。）」や「市内中学校の生徒が教育のために使用」であり、施設使用料はそれぞれ50%減額または免除となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 市長宛ての使用料減免申請書を提出すべきところ、指定管理者宛ての利用料減免申請書が提出されているものがある。また、使用後に減免申請書が提出されているものがある。

P2 2-(1)

- ② 減免申請書の減免申請額及び処理欄の減免額に、誤った金額が記入されているものがある。

P2 2-(2) (3)

6 磐田市民文化会館使用料

(1) 使用料の概要

磐田市民文化会館は、市民の文化の向上を図ることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、所管課職員が行っている。

施設使用料は、ホール及びリハーサル室に区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。別途、附属設備等使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市民文化会館条例第 14 条
- ・ 磐田市民文化会館条例施行規則第 5 条
- ・ 磐田市民文化会館使用料減免規定について（内規）

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|-----|-----------|-----------|------------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 139 | 27 | 81 | 108 | 4,161,173 | 8,985,956 | 13,147,129 | 11,094,200 |

主な減免理由は、「市又は市の機関と共催して使用するとき」のうち「文化振興会」であり、施設使用料は 100%減額となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 附属設備等使用料について、中学校合唱コンクールや部活動でのホール利用時は「減免なし」としており、磐田市竜洋なぎの木会館と減免基準が異なっている。 P2 1-(2)
- ② ヤングアメリカンズ磐田公演 2018 の減免申請について、「市長が特に必要があると認めたととき」として 100%の減額をしているが、内規に明確な基準がないものを課長決裁としている。 P3 3-(2)

7 磐田市竜洋なぎの木会館使用料

(1) 使用料の概要

磐田市竜洋なぎの木会館は、文化の振興と福祉の向上を図ることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、所管課職員が行っている。

施設使用料は、大ホール、小ホール、会議室などに区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。別途、附属設備等使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市竜洋なぎの木会館条例 14 条
- ・ 磐田市竜洋なぎの木会館条例施行規則第 5 条
- ・ 竜洋なぎの木会館減免規定（内規）

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|-------|------|----|-------|------|----|-----------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 3,202 | - | - | 2,292 | - | - | 4,934,990 | 2,452,500 |

主な減免理由は、「市長が特に必要があると認めたとき」のうち「登録団体」であり、施設使用料は 100%減額となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 附属設備等使用料について、中学校合唱コンクールや部活動でのホール利用時は 50%減額としており、磐田市民文化会館と減免基準が異なっている。

P2 1-(2)

8 磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）使用料

（1）使用料の概要

磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）は、地域の保健福祉施設と連携し、市民の健康の増進及び福祉の向上を図る拠点施設となることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、貸館業務受託者へ委託している。

施設使用料は、ふれあい交流室、研修室に区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。

（2）減免の根拠

- ・ 磐田市総合健康福祉会館条例第 13 条
- ・ 磐田市総合健康福祉会館条例施行規則第 5 条

（3）使用及び減免の状況

（単位：件）

（単位：円）

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|--------|--------|----|--------|-----------|----|-----------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 40,798 | 27,547 | 0 | 27,547 | 3,349,560 | 0 | 3,349,560 | 1,121,640 |

主な減免理由は、「市が直接使用するとき」や「市長が認める健康づくり又は福祉の活動を行う市内の団体が使用するとき」であり、使用料は免除となっていた。

（4）監査の結果

- ① 減免決定にあたり、減免申請書に減免該当条項及び減免額等が記入されていない。

P2 2-(3)

- ② 定期的に使用及び減免状況については所管課へ報告されているが、減免申請書は受付した事務受託者に保管されており、減免について決裁されていない。

P3 3-(1)

9 磐田市ひと・ほんの庭 にこっと使用料

(1) 使用料の概要

磐田市ひと・ほんの庭 にこっとは、本を生かした子育て支援を推進することを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、所管課職員が行っている。

施設使用料は、研修室、和研修室及び視聴覚室に区分し、午前と午後の使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例第14条
- ・ 磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例施行規則第5条

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|----|--------|----|--------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 61 | 31 | 0 | 31 | 56,410 | 0 | 56,410 | 37,280 |

主な減免理由は、「市が主催又は共催して使用する場合」であり、使用料は免除となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 減免申請書の減免理由欄に使用内容が記入されており、減免理由が不明である。

P2 2-(2)

- ② 市との共催事業を実施する団体として免除する場合、申請書に記入された団体名や減免理由では共催事業であることが確認できない。

P2 2-(4)

10 磐田市豊岡サブセンター使用料

(1) 使用料の概要

磐田市豊岡サブセンターは、市民の健康の保持及び増進並びに市民生活の向上を図ることを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、豊岡東交流センター職員が行っている。

使用料は、施設使用料及び照明設備使用料に区分し、午前、午後、夜間の使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市豊岡サブセンター条例第 13 条
- ・ 磐田市豊岡サブセンター条例施行規則第 5 条

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|-----|------|----|---|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 173 | 172 | 0 | 172 | - | 0 | - | 44,210 |

主な減免理由は、「センターの設置目的にあった利用であると市長が認めるとき」であり、施設使用料は免除となっていた。

(4) 監査の結果

- ① 施設使用料のみを免除とし、照明設備使用料は徴収しているが、条例及び規則では減免する使用料の区分は規定されておらず、内規等も整備されていない。 P2 1-(3)
- ② 減免申請書に照明設備使用の有無が記入されていないものがある。 P2 2-(2)
- ③ 減免決定にあたり、減免申請書の使用料及び減免措置の内容が記入されていないものがある。 P2 2-(3)
- ④ 徴収した使用料については所管課へ報告されているが、減免申請書は受付した豊岡東交流センターに保管されており、減免について決裁されていない。 P3 3-(1)
- ⑤ 条例に規定のない時間帯(午後3～6時)の使用について、条例に規定した午後(1～5時)の区分と同額の使用料を徴収しているが、内規等はなく決裁もされていない。 P3 4-(3)
- ⑥ 条例では許可時に使用料を納付すると規定しているが、実際に照明を使用した場合に徴収するため、使用後に徴収しているものがある。 P3 4-(4)

11 公園内行為使用料（都市公園）

（1）使用料の概要

都市公園において、物品の販売、競技会その他の催しをする場合などに、それぞれ1日あたりの使用料を定めている。

使用料の徴収事務は、所管課職員が行っている。

（2）減免の根拠

- ・ 磐田市都市公園条例第13条
- ・ 磐田市都市公園条例施行規則第7条

（3）使用及び減免の状況

（単位：件）

（単位：円）

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|------|------|----|-----|------|----|---|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 193 | 157 | 0 | 157 | - | 0 | - | 140,320 |

主な減免理由は、「市長が特別の理由があると認めるとき」であり、施設使用料は免除となっていた。

（4）監査の結果

- ① 条例施行規則では、「自治会等、地域活動として利用するとき」及び「市長が特別の理由があると認めたとき」について「100%以内の額を減額」と規定されているが、明確な規定がないまま、免除として運用している。 P2 1-(1)
- ② 大会やイベントなどの減免申請について、「市長が特別の理由があると認めたとき」として免除しているが、減免決定にあたり、市長が認めた理由が不明確である。また、減免の基準がないものを課長決裁としている。 P2 2-(3)、P3 3-(2)
- ③ 使用料の額が1日5,000円とされているものについて、使用料の算定根拠が不明である。 P3 4-(3)
- ④ 条例では許可時に使用料を納付すると規定しているが、実際に使用した場合に徴収するため、使用後に徴収している。 P3 4-(4)

12 磐田市聖苑使用料

(1) 使用料の概要

磐田市聖苑は、火葬を行うことを目的に設置された施設である。

使用料の徴収事務は、施設の所管課職員が行っている。

施設使用料は、火葬料・焼却料、待合室使用料に区分し、待合室使用料は使用場所や使用時間ごとに使用料を定めている。それぞれについて、市民の場合と市民でない場合の使用料を定めている。

(2) 減免の根拠

- ・ 磐田市聖苑条例第9条
- ・ 磐田市聖苑条例施行規則第7条

(3) 使用及び減免の状況

(単位：件)

(単位：円)

| 使用件数 | 減免件数 | | | 減免金額 | | | 減免後 収入額 |
|-------|------|----|----|---------|-------|---------|------------|
| | 免除 | 減額 | 計 | 免除 | 減額 | 計 | |
| 3,943 | 7 | 7 | 14 | 189,000 | 7,560 | 196,560 | 5,675,800 |

減免理由は、全て「市内に住所を有していた者が、社会福祉法第2条第2項第1号から第5号に規定する事業に該当する施設へ措置され、又は入所し、死亡した場合で、申請者が市内に居住しているとき」であり、使用料は免除又は減額により市民の場合と同額になっていた。

(4) 監査の結果

- ① 減免決定にあたり、減免申請書の処理欄に減免額が記入されていないものがある。

P2 2-(3)

資料1 減免実績がある施設の使用及び減免の状況

| No. | 施設区分 | 施設名 | 施設数 (実数) | 使用件数 (件) ① | 減免件数 (件) | | |
|-----|----------------|-----------------------|-------------|------------------|----------|-------|---------|
| | | | | | 免除 | 減額 | 計② |
| 1 | 体育施設 | 竜洋体育センター (自治市民部) | 1 | 2,991 | 561 | 509 | 1,070 |
| 2 | | ★ 磐田卓球場 (自治市民部) | 1 | 3,072 | 6 | 302 | 308 |
| | | 磐田アーチェリー場 (〃) | 1 | 1,317 | 238 | 976 | 1,214 |
| | | 豊田野球場 (〃) | 1 | 155 | 15 | 100 | 115 |
| | | 豊田加茂グラウンド (〃) | 1 | 498 | 0 | 380 | 380 |
| | | ★ 豊田加茂テニスコート (〃) | 1 | 1,227 | 198 | 374 | 572 |
| 3 | 産業振興施設 | ★ 情報館 (企画部) | 1 | 33 | 17 | 0 | 17 |
| 4 | | ★ 豊岡サブセンター (産業部) | 1 | 173 | 172 | 0 | 172 |
| 5 | コミュニティ 関連施設 | ★ 交流センター ※2 (自治市民部) | 23 | 46,544 | (43,584) | — | — |
| 6 | | 学習等供用施設竜洋会館 (〃) | 1 | 395 | 392 | 0 | 392 |
| 7 | | 於保農村婦人の家 (産業部) | 1 | 719 | 718 | 0 | 718 |
| 8 | 行政施設 | ★ 総合健康福祉会館 (健康福祉部) | 1 | 40,798 | 27,547 | 0 | 27,547 |
| 9 | 交通関連施設 | ★ 栄町自転車等駐車場 (自治市民部) | 1 | 31,685 | 39 | 0 | 39 |
| 10 | 公衆衛生施設 | ★ 聖苑 (環境水道部) | 1 | 3,943 | 7 | 7 | 14 |
| 11 | 教育施設 | 学校体育施設 (自治市民部) | 32 | 10,070 | 31 | 879 | 910 |
| 12 | | 熊野伝統芸能館 (〃) | 1 | 39 | 14 | 0 | 14 |
| 13 | 文化施設 | ★ 磐田市民文化会館 (自治市民部) | 1 | 139 | 27 | 81 | 108 |
| 14 | | 文化振興センター (〃) | 1 | 1,406 | 272 | 500 | 772 |
| 15 | | ★ 竜洋なぎの木会館 ※3 (〃) | 1 | 3,202 | — | — | (2,292) |
| 16 | 医療福祉施設 | 豊田福祉センター (健康福祉部) | 1 | 588 | 547 | 0 | 547 |
| 17 | 子育て支援施設 | ★ ひと・ほんの庭 にこっと (こども部) | 1 | 61 | 31 | 0 | 31 |
| 18 | その他 | ★ 都市公園 (建設部) | 1 | 193 | 157 | 0 | 157 |
| 合 計 | | | 75 | 149,248 | 30,989 | 4,108 | 35,097 |

※1 集計されていないものは「—」と表示している。

※2 No.5 交流センターの免除件数は、使用件数から領収書発行数を差し引いたものであり、減額件数は集計していないため、全体集計から除いている。

※3 No.15 竜洋なぎの木会館は、免除件数と減額件数に区分し集計していないため、全体集計から除いている。

※4 ★は個別調査を行った施設である。No.5 交流センターは2箇所を調査しているため、P1、P6には個別調査実施施設数を13施設と記載している。

| 減免金額（円） | | | 減免後 収入額 （円） | 減免率 ②／① | 要綱等の有無 |
|------------|------------|-------------|-------------------|------------|-------------|
| 免除 | 減額 | 計 | | | |
| 847,450 | 163,900 | 1,011,350 | 2,520,070 | 35.8% | 有 |
| 24,840 | 509,950 | 534,790 | 2,770,980 | 10.0% | 有 |
| 46,800 | 53,210 | 100,010 | 120,590 | 92.2% | |
| 35,320 | 148,910 | 184,230 | 405,170 | 74.2% | |
| 0 | 65,290 | 65,290 | 175,740 | 76.3% | |
| 139,880 | 128,920 | 268,800 | 805,970 | 46.6% | |
| 397,830 | 0 | 397,830 | 772,440 | 51.5% | 有 |
| — | 0 | — | 44,210 | 99.4% | 無 |
| — | — | — | 3,826,284 | — | 有 |
| — | 0 | — | 3,660 | 99.2% | 有 |
| — | 0 | — | 680 | 99.9% | 無 |
| 3,349,560 | 0 | 3,349,560 | 1,121,640 | 67.5% | 無 |
| 58,200 | 0 | 58,200 | 6,758,650 | 0.1% | 無 |
| 189,000 | 7,560 | 196,560 | 5,675,800 | 0.4% | 無 |
| 67,930 | 242,670 | 310,600 | 6,253,490 | 9.0% | 有 |
| 1,189,840 | 0 | 1,189,840 | 53,720 | 35.9% | 有 |
| 4,161,173 | 8,985,956 | 13,147,129 | 11,094,200 | 77.7% | 有 |
| 1,020,280 | 1,715,675 | 2,735,955 | 2,903,953 | 54.9% | 有 |
| — | — | (4,934,990) | 2,452,500 | 71.6% | 有 |
| 722,980 | 0 | 722,980 | 79,690 | 93.0% | 無 |
| 56,410 | 0 | 56,410 | 37,280 | 50.8% | 無 |
| — | 0 | — | 140,320 | 81.3% | 無 |
| 12,307,493 | 12,022,041 | 24,329,534 | 48,017,037 | | 有：10 無：8 |

資料2 減免実績がない施設の使用状況

| No. | 施設区分 | 施設名 | 施設数 (実数) | 使用件数 (件) | 収入額 (円) | 減免規定 の有無 | 要綱等 の有無 |
|-----|--------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------|------------|
| 1 | 交通関連施設 | 市営駐車場 (企画部) | 3 | 103,399 | 43,801,100 | 有 | 無 |
| 2 | 公営住宅 | 市営住宅 (建設部) | 19 | 6,347 | 65,561,980 | 有 | 無 |
| 3 | | 再開発住宅 (〃) | 2 | 911 | 15,719,720 | 有 | 無 |
| 4 | その他 | 市民農園 (産業部) | 2 | 86 | 501,780 | 無 | 無 |
| 5 | | 市営霊園 (環境水道部) | 1 | 48 | 11,870,000 | 有 | 無 |
| 合 計 | | | 27 | 110,791 | 137,454,580 | 有 : 4 無 : 1 | 無 : 5 |